

決議の部先をト登壇

決議

中大會ハ別子綱山ニ於テハ位反表鋼片ノ累カヲ以テ
為子防働但令ヲ蹂躪シテ、アニニ對シテ長ノ宜リニ於
リ以テ徹底的ニ對抗スルコトヲ期ス

(ハ) 五名ノ該同委員(核正勳光、古本範支分三名)

ヲ選ビ位反表表ノ主張ヲ談判スルコト

(ニ) 後日應々カ望ミ位反表ノ主張ノ長短委員ノ決議、
位反表ノ子綱山防働但令同法擁護蹂躪ヲ徹底的

糾擄スルコト(暫止ス)

(三) 尚高ニ位反表ノ對シテ挽回ヲ為スルコト

(四) 總印係ハ以テ予付シテ長シク委員會ニ設置シテ事件
ノ解決ヲ促進スルコト監視スルコト

(ハ) 第一任反表ノ主張ニ對シテ、
余ニ直々令以テ委員ノ之ニ對抗スルコト

以テ委員會ニ異議ハ無シト推察スルコト

以上各委員ノ主張ニ對シテハ選スルコト(暫止ス)

(邊) 閣下ニ委任スル委員ニ對シテハ(暫止ス)

以上決議ノ内閣相手ノ以テ可決ヤ

主として部ニ對シテ一任反表ノ對シテ挽回ヲ為スルコト

神ノ保命存スル内閣相手ノ以テ部ニ對シテ挽回ヲ為スルコト

ノ挽回ノ爲メニ放シテ同ノ防働同他ノ一ツノ政壇ナレハ其

ノ世產階級ノ要求ヲ以テ表現スルニ必要アリ

今後ニ処スルニ六橋共作のハニアリヤ又西澤部ニ對シ

テ是ニ對シテ六橋共作ノ採任權ヲ具體的ニ行使スルコト

ト求メテ對シテ六橋共作ノ採任權ヲ具體的ニ行使スルコト